

【構造設備の基準】

項目	基準	
	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業
客室	1 客室の床面積:7㎡以上あること (寝台を置く客室は9㎡以上) ※宿泊者が足を踏み入れない場所(床の間、押し入れなどの収納)は客室床面積から除くこと ※面積は、内法(うちのり)で測定すること	延床面積:33㎡以上 (宿泊者数が10人未満の場合は、1人あたり3.3㎡以上) 階層式寝台を設置する場合、上下の間隔はおおむね1m以上
	客室の前面に空き地がある場合などを除き、地下に客室を設けないこと	
	窓のない客室を設けないこと	
玄関帳場等	宿泊者と面接し、確認を適切に行うための以下の設備を有すること ①事故発生時や緊急時、迅速対応を可能とする設備 ②宿泊者名簿の記載、鍵の受渡し、宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備 【ICT 設備により、玄関帳場を代替する場合】 ①事故発生時や緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。 ※10分程度で職員等が駆けつけることができる体制が確保されていること。 ②ビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入状況の確認を常時鮮明な画像で実施すること。 ③鍵の受渡しを適切に行うこと。	ホテル・旅館営業に準じて設置
換気・照明等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること	
入浴設備	適当規模の入浴設備を有すること (公衆浴場が近接してあり入浴に支障がない場合を除く)	
洗面設備	宿泊者の需要を満たす適当規模の洗面設備を有すること	
便所	適当数の便所を有すること	
施設が学校等の周囲100mの区域内にある場合	学校等から、客室、客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール、客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホール、その他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること	
共同浴室	脱衣室と浴室の区画	脱衣室と浴室の間は、見通しできる方法で区画すること
	浴室の床面、側壁	床面及び床面から1.5mまでの側壁は耐水性の材料を用いること 床面は排水及び清掃の容易な構造であること
	浴槽の縁の高さ	浴室の床面から5cm以上あること
	浴室の湯栓、水栓数	上がり用湯、上がり用水を十分供給できる数設置すること
	飲用水供給設備	浴室又は脱衣室に、飲料水供給設備を1ヵ所以上設け、「飲用適」の表示を行うこと
	便所	入浴者の利用しやすい場所に便所を設け、防虫、防臭、流水式手洗い設備を設けること
	サウナ設備	温度調整設備及び温度計を備え、常時適温に保持できる構造であること
		室内を容易に見通せる窓を適当な位置に設けること 出入口は、入浴者が内部から開閉できる構造であること

【利用基準】

- | |
|--|
| ① 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと |
| ② 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと |

【衛生措置の基準】

項目		基準	
建物周囲、客室、便所等		建物周囲、客室及び便所等は、常に清潔であること	
寝具類		寝具類は、常に清潔であること	
浴衣等		浴衣その他直接身体に触れる布類は、客ごとに取替え、その都度洗濯すること	
換気・照明等		換気、採光、照明、防湿、排水設備は、適正に管理すること	
共同浴室	原湯、原水、上り用湯、上がり用水、浴槽水	レジオネラ属菌 10cfu/100ml 未満であること (検査結果を保健所に報告すること)	
	浴槽水	浴槽水は、常に清潔を保ち、浴槽を満たしていること	
		露天風呂の湯水が、浴槽水に混じらないこと	
		毎日(循環式浴槽で毎日完全に換水しないものは 1 週間に 1 回以上)完全に換水し、浴槽を清掃すること	
	上り用湯、上り用水	上がり用湯、上がり用水は、常に清浄を保ち、十分な量を供給すること	
	打たせ湯、シャワー	打たせ湯、シャワーは、浴槽水を使用しないこと	
	貯湯槽	生物膜その他の汚れ状況を定期的に監視し、清掃、消毒を行い、清掃時には貯湯槽内の原湯等を完全に排水すること	
	調節箱	生物膜の状況を監視し、年 1 回以上、除去を行うための清掃及び消毒を行うこと	
	シャワー	週に 1 回以上、内部の水が置き換わるように通水すること シャワーヘッド及びホースは、6 カ月に 1 回以上点検し、内部の汚れ及びスケールを除去するため、年に 1 回以上洗浄および消毒をすること	
	配管	図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管は、生物膜の形成場所とならないよう管理すること	
	入浴上の注意事項	浴槽に入る前に身体を洗うこと等の入浴上の注意事項を脱衣室等の見やすい場所に掲示すること	
	浴槽水等の水質検査	原湯、原水、上がり用湯、上がり用水、浴槽水については、レジオネラ属菌の水質検査を行い、その結果を入浴者の見やすい場所に掲示し、保健所長へ報告すること	
	衛生管理手引書	衛生管理手引書を作成して従業者に周知徹底し、衛生管理責任者を選任すること	
	水質検査結果書	水質検査結果書及び残留塩素濃度測定結果等の記録書を作成し、3 年間保管すること	
	循環式浴槽	原湯等	温度を常に60℃以上を保つ又は消毒を行うこと
		ろ過器	ろ過器は、週1回以上逆洗浄し汚れを排出するとともに、循環設備の清掃及び消毒を行うこと
		浴槽水	浴槽水の誤飲を防ぐための措置をとること
			浴槽水の消毒には塩素系薬剤を使用し、遊離残留塩素濃度又は結合残留塩素濃度を毎日測定・記録し、基準(遊離 通常 0.4、最大 1.0mg/L)・(結合 3.0mg/L)に保つこと
			消毒に塩素系薬剤を使用しているときは、ろ過器の直前に投入すること
		集毛器	集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと
		オーバーフロー還水管、回収槽	オーバーフロー還水管は直接循環配管に接続しないこと オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を週1回以上行くとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収層の湯水を消毒を行うこと
		水位計	水位計は配管内の洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること
		水位計配管	水位配管系は週 1 回以上、洗浄及び消毒を行うこと
		気泡発生装置	当該設備に必要な湯水には、連日使用の浴槽水は使用しないこと
			内部の生物膜や定期的に監視し、除去のための清掃及び消毒を行うこと
		ろ過器及び消毒装置	浴槽に湯水があるときは、常に作動させること
		配管	内部の湯水を完全に排水できる構造とすること